

令和3年8月6日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城
（まちづくり推進課）

福岡コロナ特別警報の発動を受けての市民団体等の活動について

福岡県は5日、「福岡コロナ特別警報」を発動した上で、政府に対して福岡県に緊急事態措置を適用するよう要請しました。これを受けて、古賀市においても対策本部を開催し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、再びの厳しい内容となりますが、自分と大切な人の命を守るため、引き続き感染防止策の徹底に取り組みいただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 県の措置を受けての市民団体（※）の活動について

市は8月7日から公共施設を原則閉館し、貸出を中止します。それに合わせ、地域の公民館・集会所の使用中止の検討をお願いいたします。

行事及び会合については中止の要請はいたしません。感染拡大防止策を取っていただき、開催可否について慎重に判断願います。

2. 市の公共施設の閉館の期間

8月7日から8月31日（予定）

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931